

令和 7 年度 事業報告

(令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで)

I 総括

1. 法定事業の制度啓発と事業推進

令和 7 年度の公嘱協会の事業実績は 5 億 5,752 万円であった。令和 6 年度の事業実績と比較すると約 7,680 万円の増となった。法務省の地図作成作業が例年通りに戻ったことが大きな要因であるが、新居浜支所、宇和島支所の実績が伸びたこともその一因である。愛媛県の受託総額は令和 6 年度約 6,322 万円（受託件数 54 件）で、令和 7 年度約 8,943 万円（受託件数 59 件）であった。尚、総受託業務件数は 281 件で延べ 598 名の社員が業務処理に従事した。

全公連においては、狭あい道路整備等促進事業の啓蒙推進のために、令和 6 年の千葉県につづき令和 7 年 10 月に宮城県において、土地家屋調査士会連合会・土地家屋調査士政治連盟との三者による「狭あい道路解消シンポジウム」を開催した。

四公連総会・理事会では 4 協会の情報交換を行うとともに、法務局発注の登記所備付地図作成作業や地籍調査事業の情報の共有をおこない、各協会の受託促進へ役立てる協力をしている。

一般競争入札による公共調達が実施されている状況は徐々に悪くなってきている。その改善への働きかけとして、土地家屋調査士会や政治連盟とともに愛媛県への働きかけの方途を模索しているがなかなか進展がない。

2. 関連事業の受託推進と受託態勢の整備

登記所備付地図作成作業については、その業務が土地の筆界を明らかにする業務であり、不動産に関する権利の明確化に直接的に寄与する事業であるため、土地家屋調査士・公嘱協会の責務として積極的に業務を受託した。

県下市町が発注する地籍調査事業による地図作成作業については、新居浜市、今治市、松山市、松前町、大洲市で継続して受託し、宇和島市においては、新たに E 工程を受託し、修正作業を継続して実施した。

地図作成作業については、綿密な資料調査、丁寧な住民対応等の徹底及び筆界への永続的な境界標識の設置などの原則に基づく業務処理の徹底を確認した。

3. 自主事業の拡大と推進

協会の主要な公益目的事業である境界標識設置作業については、令和 7 年度においても実施支援を行った。

松山支所管内で久米窪田町の地図混乱地域において 4 級登記基準点を 36 点新設する作業を行った。成果は土地家屋調査士会の登記基準点位置検索システム（松山支部）に表示されている。

4. 業務処理の標準化と管理の徹底

全体的な業務研修会は実施できていない。また、各支所からの要望等も出ていない。

業務処理システムによる業務管理を実施するとともに、修正・問い合わせ等について逐次対応を行った。全県的な統一を目指し、より成果の充実をお願いしたい。

5. 公益社団法人としての会務運営の適正化

今年度も、土地家屋調査士法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律など関連法規を遵守し、定款等に準拠した会務運営を行った。

定款諸規則検討委員会の活動を再開し、今年度も引き続き定款等の見直しを行った。また、定時社員総会、理事会、業務執行理事会の役割とその責任の範囲を明確化し、適切な会議の開催及び運営に努めた。理事長及び業務執行理事は、定款により4箇月を超える範囲で年に2回以上、理事会において自らの職務執行状況を報告しなければならないため、令和7年7月25日開催の令和7年度第2回理事会及び令和8年2月27日開催の令和7年度第8回理事会において報告を行った。

6. 関係団体との連携と相互支援

(1) 愛媛県土地家屋調査士会、愛媛県土地家屋調査士政治連盟との連携と相互支援

令和8年1月23日、協議を行った。

連合会、全調政連及び全公連では三者が連携して、「狭あい道路解消シンポジウム」(令和5年神戸市、令和6年千葉市、令和7年仙台市)を開催し、狭あい道路解消の必要性を訴え解消までの道筋を示している。令和8年は愛媛県松山市が開催地と決定しているので、開催までの期間を地元三団体においての最重要事業とすることを確認した。

(2) 全公連、四公連主催の総会、各級機関会議への出席、研修会への参加

①全公連総会・研修会関係

- ・令和7年7月24日全公連第2回研修会が開催され、WEBにて宮岡理事が参加した。
- ・令和7年12月1日全公連第3回研修会が開催され、WEBにて末光理事長、古見経理部長、岡相談役、徳永社員が参加した。
- ・令和8年2月16日、17日ホテルメトロポリタンエドモントにて第4回全公連研修会および全国理事長会議が開催され、末光理事長が参加した。
- ・令和8年6月4日、5日同ホテルにて全公連第40回定時総会及び第1回研修会が開催され末光理事長、岩村副理事長が出席した。

②四公連総会・研修会関係

- ・令和7年9月13日、四公連第1回理事会及び監査会が開催され、末光理事長、江口副理事長が出席し、四公連総会の最終打ち合わせ、その他各協会が直面する問題について協議対応を行った。
- ・令和7年10月10日、11日令和7年度四公連定時総会が、JRホテルクレメント徳島で開催され、4協会役員他が出席した。
- ・令和8年3月28日四公連第2回理事会に、末光理事長、宮岡業務部長、石川理事が出席して、四公連総会の打ち合わせを行った。また、総務及び業務担当者会議を行い四国4協会が直面する課題について、情報の交換を行うとともに対応を協議した。

Ⅱ 事業関係

1. 総務部

(1) 社員の執務の指導及び連絡に関する事項

社員の状況把握を行うとともに、個々のスキルアップを図るため、各種研修会への参加を推奨した。

(2) 社員の入会及び退会並びに職員の人事に関する事項

適切な会議開催及び電子会議の活用により、迅速な入会手続きに努めた。また、事務局職員との情報共有を図り、関係法令を遵守した良好な労働環境の整備に努めた。

今後の業務効率化を見据え、有料のA I 議事録作成ソフトを導入した。

事務局職員の就業規則について、社会保険労務士及び事務局職員と協議を行った。(継続)

(3) 帳簿及び書類の保守に関する事項

法定書類を適切に作成・保守管理するとともに、保管期限を経過した書類の廃棄を適正に実施した。また、開示義務のある書類についても適切な対応に努めた。

(4) 文書の收受、発送に関する事項

出張については指示書及び報告書、会務については報告書による適正な管理に努めた。また、他団体との連絡については文書での受信・発信を原則とし、経過保存管理に努めた。

(5) 理事長印、協会印の管守に関する事項

理事長印及び協会印は、事務局長が金庫に保管し、安全かつ適正な管理を徹底した。

(6) 協会及び社員に関する情報の公開に関する事項

ホームページにより、協会及び社員に関する情報を公開するとともに、社員名簿を備え付け、官公署等からの要請に応じて適切な情報公開に努めた。

社員名簿を作成し、官公署及び社員へ配布した。

社員の利便性向上等を目的として、ホームページのリニューアルを進めた。(継続)

(7) 広報に関する事項

ホームページにおいて、協会の目的、取組及び情報公開書類の最新情報を掲載するとともに、啓発パンフレット等を配布し、広報・啓発活動を実施した。

官公署への周知及び協会の広報強化を目的として、ホームページのリニューアルを進めた。

(継続)

ホームページ改修について、業者と協議を行った。(継続)

(8) その他、他の部の所掌に属さない事項

令和7年公益法人制度改正により、外部理事及び外部監事の選任が公益認定の基準となったことから、令和9年度の役員改選に向けて外部監事の選任について検討した。(継続)

2. 経理部

(1) 入会金及び会費の徴収に関する事項

令和7年度の入会者は5名であり、規定のとおり入会金を受領した。

会費の徴収については、すべての社員が納入済みである。

(2) 予算及び決算に関する事項

顧問公認会計士の指導の下、公益法人会計基準に則った適切な会計処理を行っている。

令和7年度の事業収益は約5億5千万円で、当初予測を1千万円上回ったが、令和8年度は減収が予想されており、中長期的な視点に基づいた財務運営の検討が必要である。

インボイス制度については、国税庁のホームページを検索して抹消等の確認を行うことで、消費税の納税に齟齬が生じないように対処している。

(3) 金銭及び物品の出納に関する事項

業務処理システム、会務会計システムにより効率的な出納事務を行っている。

毎月10日、20日、25日の支払い決済は、安全性が担保されたハードトークンによるネットバンキングにより処理を行っている。また、当該処理は人的な事故や災害の際にも処理が滞らないよう、経理部長と理事が協同している。

手元現金の取り扱いは必要最低限なもののみとしており、今後も継続する。

令和8年6月30日、事務局の管理する小口現金について、台帳との照合点検を実施して適正運用を確認した。

(4) 資産の管理に関する事項

業務遂行に必要な事務機器、ソフト類については耐用年数越えによる性能低下やバージョンアップや保守契約切れ等による故障や事故の発生することのないように注意している。

保管期間が経過した書類は、会計処理規定に基づき廃棄した。

(5) 物品の購入斡旋、頒布に関する事項

大規模地図作成事業に係る物品購入やソフト類の保守契約、継続使用について検討を行った。

3. 業務部

(1) 法定事業の推進

- ①未契約の県下各市町に対して継続して業務啓発にかかる提案を行った。
- ②契約済みの市町においても関係各課に継続して啓発活動を行った。

(2) 関連事業の推進

①法務局地図作成事業

令和 6・7 年度松山市雄郡地区

(松山市室町一丁目・二丁目、藤原一丁目・二丁目、小栗一丁目ないし七丁目、小栗町の全部)

令和 7・8 年度松山市味生地区 (1 年目完了・2 年目作業中)

(松山市北斎院町の一部、北西部) 地図作成事業

②地籍調査事業

松山市市街地及び山間部、伊予郡松前町、今治市、新居浜市、大洲市、宇和島市の各地区について以下のとおり実施した。

松山市市街地：安城寺地区 (E1 工程)、太山寺地区 (E2・H 工程)、三津浜地区 (概況調査)

松山市山間部：福見川地区 (H 工程)、菅沢地区及び神次郎地区の一部 (E1, E2 工程)

伊予郡松前町：浜 (本村) (H 工程)

今治市：泉川町、鯉池町、小泉の一部 (H 工程)、大新田町一丁目～五丁目 (概況調査)

片山・南宝来町・常盤町の一部・旭町の一部 (E 工程)

新居浜市：徳常町 (工程)、北新町 (概況調査)

大洲市：菅田地区一筆地調査委託業務 (菅田第 10・11・12 計画区)

宇和島市：住吉町 1 丁目・住吉町 2 丁目・住吉町 3 丁目・築地町 1 丁目 (E 工程)

(3) 自主事業の推進

①登記基準点の設置

嘱託登記業務においては原則として基本三角点・街区基準点等の成果を基に業務処理を行い、愛媛県土地家屋調査士会の指導・点検を受け、登記基準点の設置を行った。

②境界標の埋設

法務局地図作成事業及び地籍調査事業、並びにその他嘱託業務において不動産の権利の明確化に寄与する為、全点境界標設置を原則に業務を実施した。

(4) 業務処理と成果検査体制の検討

業務処理システムにより業務進捗状況を把握し、納期厳守・業務処理の迅速化並びに事務局と社員との適切な連携を図った。成果品の検査による品質維持及び平準化を図った。

(5) 研修会その他

- ・ 本会・支部が実施する、官公署及び一般市民を対象とした啓発活動に参加・協力した。
不動産登記法・登記事務取扱要領、業務取扱要領等に則した業務処理を行うため、本会・支部が実施する研修会への参加を奨励し社員の専門的能力のさらなる向上を図った。
- ・ 各支所における担当社員の選定や業務処理状況を確認した。
- ・ 業務処理に際して労災保険の加入、現場に応じた適切な保護具の着用等の安全対策の実施について啓発を行った。